



ぜひ、一度
使ってみませんか？

健康保険証（組合員証）をお使いの皆さまへ

マイナンバーカードの保険証利用

① データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され※、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。



② 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※なお、新しい保険者への加入手続きは必要です。

③ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP 1 マイナンバーカードを申請

● 申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ 証明写真機からの申請



STEP 2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

● 利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う



マイナンバーカードは安全です！



マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安…。

マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません！



マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない…。

万が一紛失しても下記のコールセンターに電話すれば、カードの利用を一時停止できます！
☎ 0120-95-0178 24時間 365日受付



マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い…。

第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません！



令和6年秋以降は、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されます

マイナンバーカードを失くした、または手元にない場合は？

- 令和6年秋以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、**ご本人の組合員資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付**されます。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

健康保険証はいつまで使えますか？

- 令和6年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、令和6年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から**最長1年間***使用することができます。

※有効期限が令和7年秋より前に切れる場合はその有効期限まで。



厚生労働省
ホームページ

厚生労働省HPでも
ご利用可能な
医療機関・薬局を
公開しています。

マイナンバーカードは
こちらのポスターやステッカーを貼っている
医療機関・薬局で**ご利用可能**です！



もっと詳しく知りたい方は
フリーダイヤルへお問い合わせください

マイナンバー総合フリーダイヤル

TEL:0120-95-0178

確定申告はスマホが便利!

作成コーナー 検索



【確定申告書等作成コーナー】

●「特に」サラリーマンの方で●

- ・医療費控除を受ける方
- ・寄附金控除（ふるさと納税）を受ける方
- ・住宅ローン控除を受ける方
- ・副業で事業所得、農業所得、不動産所得のある方
- ・保険の満期金など一時所得のある方

おすすめする
3つの理由

- ✓ 24時間いつでもできる!
- ✓ 保存した申告データを翌年も利用できる!
- ✓ 自動計算で誤りなくできる!

給与所得の源泉徴収票は
スマホのカメラで
自動入力できます!



青色申告決算書や
収支内訳書も
スマホで作成できます!



消費税の
申告にも対応
しています

国税庁e-Tax
キャラクター
イータ君



金沢税務署